

平成21年8月4日

2009年日系自転車メーカー交流セミナー開催報告

上海事務所では、本年も日系進出自転車企業を対象とした標記セミナーを開催したので報告する。

1. 日 時:2009年7月10日(金) 15時～17時30分
2. 場 所:江蘇省昆山市前進中路33号 君豪大酒店 4階 一号会議室
3. テー マ:「中国の労働法制度の特徴とその実務」
(日中両国の労働法制度の比較も含めて)
4. 講 師:上海市京達律師事務所 常任顧問 細川俊雄氏
5. 参加人数:11社 20名

上海事務所は昨年から中国(主に華東地域)に進出している日系自転車メーカーの幹部を対象としたセミナーを年一回開催している。今年は日本からの4名、広東省からの2名を含め合計20名の方の参加を得た。今年のテーマは中国の労働法制度である。

中国は国土が広く各省市ごとに制度が制定される。労務管理、労働法制度、社会保障制度も例外ではなく、非常に茫漠としている。そのため本セミナーでは現在現場で問題となっている事柄に的を絞ると同時に、日中の労働法制度は基本的には似ているものの、大きな相違点があるので、日本と中国の中央法とローカル法における労働関係法規の比較を行うことによって参加者の理解をより深める方法をとった。そしてローカル法は日系自転車メーカーの集積している江蘇省のものを主に取り上げた。

新労働契約法が施行された昨年(2008年)の1月1日以降、上海、浙江省、江蘇省では労働紛争が頻発している。更にその頻度は上昇しつつあり、既に今年の半年だけで昨年の一年分を上回っており、その内の98%は労働者側からの提訴で、企業側からの提訴は2%しかない。事例の殆どは労働契約や賃金問題のこじれなど労働条件や金銭がらみの問題である。そのほか、労働災害、複雑な生育休暇についての企業側の事務処理ミスなどに関する事例もある。

また、今回は中国の労働法制度の特徴を押さえながら実務上留意すべき点や、特にレイオフなどいくつかの人員整理計画案のリスク分析についても解説が行われた。

多くの参加者は新法施行後1年半経過していることもあり、既に現場で従業員との間に発生した様々な問題を経験済みだったが、今回のセミナー参加によって中国労働法制度に対する理解を更に深めたようであった。

(上海事務所)



この報告書は、競輪の補助金を受けて作成したものです。

